

○ 総務省告示第三百六十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年十月一日

総務大臣 藤井比早之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後

第2 周波数割当表

[1～7 略]

周波数割当表

[第1表 略]

第2表 27.5MHz - 10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	[略]			
	714-750 J104A	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10－2による。
	[略]			
	770-806 J104B	移動	電気通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10－2による。
	[略]			
	895-900 J77	移動 J106	電気通信業務用 一般業務用	高度MC A陸上移動通信用とし、940-945MHz帯と対の二周波方式に限る。
	[略]			
940-945 J77	移動 J106	電気通信業務用 一般業務用	高度MC A陸上移動通信用とし、895-900MHz帯と対の二周波方式に限る。	
[略]				

[第3表 略]

国内周波数分配の脚注

[J1～J104 略]

J104A

715-718MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J104B

770-773MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

変更前

第2 [同左]

[1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz - 10000MHz

[同左]	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	[同左]			
	714-750	[同左]	[同左]	[同左]
	[同左]			
	770-806	[同左]	[同左]	[同左]
	[同左]			
	[同左]	[同左]	一般業務用	[同左]
	[同左]			
[同左]	[同左]	一般業務用	[同左]	
[同左]				

[第3表 同左]

国内周波数分配の脚注

[J1～J104 同左]

[新設]

[新設]

[J105～J310 略] J311 47.2-49.2GHzの周波数帯は、40.5-42.5GHzの周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを<u>保留する。ただし、48.2-48.7GHzの周波数帯は、放送衛星業務のフィーダリンクに有害な混信を生じさせないこと及び放送衛星業務のフィーダリンクからの有害な混信に対して保護を要求しないことを条件に、放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務の局にも使用することができる。</u> [J312～J337 略] [別表 1－1～11－3 略] [国際周波数分配の脚注 略]	[J105～J310 同左] J311 47.2-49.2GHzの周波数帯は、40.5-42.5GHzの周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを<u>保留する。</u> [J312～J337 同左] [別表 1－1～11－3 同左] [国際周波数分配の脚注 同左]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の「重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記による。」	